

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ

## 八代市犯罪被害者等見舞金制度 ※

犯罪行為により被害にあわれたご本人やそのご遺族に見舞金を支給します。  
(令和6年12月17日以降に起こった犯罪被害が対象です)

(※) 殺人や傷害など故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や重傷病を負われた方の経済的負担の軽減を目的とした制度です。

### 遺族見舞金 支給額30万円

犯罪行為により被害者が亡くなられた犯罪行為の日において、  
八代市に住所を有する犯罪被害者の第1順位のご遺族  
※ただし、他の市町村で同種の見舞金を受けられた方・受ける  
予定がある方は除く。

●遺族の範囲・順位 ※ご遺族のうち○内の数字が最も小さい方が第1順位となります。

①配偶者(事実婚も含む)

被害者の収入で生活をしていた

②子

③父母(養父母がいた場合、実父母より養父母を優先)

④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

上記に該当しない

⑦子

⑧父母(養父母がいた場合、実父母より養父母を優先)

⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

※第1順位の遺族が、見舞金の申請をしない場合は第2順位以降の遺族は見舞金の申請はできません。

※同じ順位の方が複数人いた場合は、代表の方1人が申請(受給)できます。

### 重傷病見舞金 支給額10万円

犯罪行為にあわれた日(犯罪行為の日)において、八代市に住所を有し、犯罪被害によって重傷病を負われたご本人  
※ただし、他の市町村で同種の見舞金を受けられた方は除く。

●重傷病・・・療養期間が1か月以上 かつ 3日以上入院を要すると医師に診断された方  
(精神疾患の場合は3日以上労務に服することができないと医師に診断された方)

### 対象となる犯罪

- ・国内における刑法等に規定する人の生命又は身体を害する罪にあたる行為(過失によるものを除く)

### 支給の対象外となる場合

- ・警察などの捜査機関に犯罪被害の届け出がされていないとき
- ・被害者(又は第1順位遺族)について
  - 犯罪行為が発生したことに対して、責められる理由がある場合
  - 犯罪行為を誘発した場合
  - 暴力団員である場合、暴力団員又は暴力団員と密接な関係にある場合
- 等